

## 妊婦超音波検査拡充に伴うQ & A

### Q1 追加送付された妊婦超音波検査受診票の利用方法は？

A1 既にお渡ししている妊婦超音波検査受診票と同様、都内の指定医療機関受診の際にご利用いただけます。

### Q2 この受診票があれば、自己負担なしで超音波検査が受けられる？

A2 妊婦健診（超音波検査含む）に関しては自由診療に該当するものですので、それぞれの医療機関によって費用が変わります。妊婦超音波検査の助成金額（5,300円）以上の支払が発生した場合は、自己負担となります。

### Q3 既に3回以上妊婦超音波検査を受診している場合は？

A3 今後ご出産までの超音波検査受診の際にご利用いただけます。超音波検査受診の予定がない場合は、償還払いの手続きを行っていただくことで申請より2か月程度で助成金をお支払いします。この場合、受診医療機関は都内・都外問いません。

### Q4 里帰り等で受診票が使用できない場合の対応方法は？

A4 償還払いの手続きを行っていただくことで申請より2か月程度で助成金をお支払いします。

### Q5 償還払いの手続き方法は？

A5 港区ホームページをご確認いただきご申請ください。

[https://www.city.minato.tokyo.jp/chiikihoken/kenko/ninshin/ninshin/kenko\\_shinsa.html](https://www.city.minato.tokyo.jp/chiikihoken/kenko/ninshin/ninshin/kenko_shinsa.html)

港区ホームページ➡

